

6月定例会の報告

6月3日から24日まで、平成28年第3回下呂市議会定例会が開催されました。初日には就任後初めてとなる服部市長の所信表明が行われました。一般質問には12人の議員が登壇し、それぞれに市政をただしました。最終日には服部市長の韓国出張問題などに対する問責決議が提出され賛成多数で可決されました。

上程議案と審議結果

◎全会一致で可決された議案 【市長提出議案】

議 案 名	審 議 結 果
人権擁護委員候補者の推薦について 井上和美さんを人権擁護委員候補者として推薦	可 決 (全会一致)
下呂市公平委員会委員の選任について 全3件 田口則夫さん、曾我博男さん、西田孝之さんを公平委員会委員として選任	
財産の取得について 行政ネットワーク機器を購入	
財産の取得について 地方公共団体情報セキュリティ強化対策機器を購入	
市道の路線変更について 一般県道落合飛驒小坂停車場線の一部が移譲となるため、市道の路線を変更	
下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について 傷病補償年金と同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を変更	
下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 介護認定調査員、介護支援専門員、保育園嘱託医師・嘱託歯科医師の報酬の支給方法及び額の規定方法を改めるもの	
下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 馬瀬水木教員住宅を農業研修生の宿泊施設として活用するための条例改正	
下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について 公の施設見直し方針に基づき、桜洞集会所を桜洞区に譲与するための条例改正	
財産の譲与について 桜洞集会所を桜洞区に譲与するもの	
平成28年度下呂市一般会計補正予算（第2号）	
平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）	
平成28年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）	
4月定期異動に伴う職員給与費・共済費・退職手当組合負担金の補正 他（P8参照）	
星雲会館耐震補強工事（建築）請負契約の締結について 星雲会館耐震補強工事（建築）の請負契約を金子工業株式会社と締結	
平成28年度下呂市一般会計補正予算（第3号） 萩原南中学校統合改修事業の補正 他	

◎賛否が分かれた議案 【①②は市長提出 ③は議員提出 ④は請願】

○…賛成 ×…反対

議 案 名		議 員 名												審 議 結 果		
		尾里 集務	中島 ゆき子	田中 副武	今井 政良	今井 政嘉	各務 吉則	宮川 茂治	中島 博隆	伊藤 嚴悟	一木 良一	吾郷 孝枝	中島 新吾		中島 達也	中野憲太郎
①	平成 28 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正 予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	議 長	可 決 （賛成多数）	
	4 月定期異動に伴う職員給与費・共済費・退職手当組合負担金の補正 他															
②	下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 について	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×			否 決 （賛成少数）
	韓国儒城区訪問の一件を踏まえ、市長給与を減額するもの															
③	服部秀洋市長に対する問責決議について	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長	可 決 （賛成多数）	
	詳細は P 9 参照															
④	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○		不採択 （賛成少数）	
	国会決議に違反する T P P 承認案を撤回し、関連法案を廃案にする												×			



市道に移譲される小坂駅前の県道



農業研修生宿泊施設として利用される水木教員住宅(馬瀬)

◎報告案件

議 案 名
平成 27 年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 平成 27 年度一般会計予算の翌年度繰越額 341,699,000 円を報告

『下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について』では、「一般質問でも特別養護老人ホームの待機者の問題がありました。今回改定で優先入所判定委員会委員を削る理由について」の質問に「平成27年度介護保険制度改正に伴い、各施設で入所検討委員会が設けられています」と説明がありました。

以上審査の結果、付託された2議案は可決すべきものと決しました。

6月20日、当委員会に付託された2議案について審査を行いました。審査の内容は次のとおりです。

『下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について』では、委員から調整率について質問がありました。執行部からは「公務災害補償による傷病補償年金が同じ事由により厚生年金が併給される場合に、傷病補償年金の部分で減額するのが調整率です。今回0.86から0.88に上がっており、減額分が多少緩和された」と解釈してください」と説明がありました。

6月20日、当委員会に付託された2議案について審査を行いました。審査の内容は次のとおりです。

**付託された2議案を
可決すべきものに**

**総務教育民生
常任委員会**

産業経済常任委員会

付託された4議案全て可決すべきものに 請願1件は不採択とすべきものに

6月21日、当委員会に付託された4議案及び請願1件について委員会を開催し審査をしました。

『下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について』は、馬瀬水木教員住宅を、農業研修生の宿泊施設として活用するための

条例改正です。委員からは、「他の地域にも使用していない教員住宅はあるが」との質問に「焼石や菅田にもこういった教員住宅があり、今後教育委員会とも協議しながら活用していきたい」と説明がありました。

『下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について』は、『財産の譲与について』は、桜洞集会所を平成28年7月1日付で桜洞区に譲与するものです。委員から「譲与されれば改修は地元が実施することとなるが、大規模改修をする場合のコミュニティ施設補助金の対象額は」との質問に「50万円以上です」と説明がありました。また、「桜洞区から譲与前に蛍光灯はLEDに変更してほ



桜洞区に譲与された桜洞集会所

しいとの要望があったが対応できなかったのか」との質問に「桜洞集会所の蛍光灯は、現状使えるもので、機能が損なわれたものではないのでご理解いただいた」と説明がありました。

審査の結果、付託議案4件は全て可決すべきものと決しました。また、当委員会に付託された「PPP協定を国会で批准しないことを求める請願」は、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

予算特別委員会

付託された10議案全て可決すべきものに

6月22日、委員会を開催し、付託された10議案について審査した結果、全て可決すべきものと決しました。補正予算の主なものについて報告します。

一般会計

補正額 1億9000万円
補正後 220億4770万円

一般会計補正の主なもの

◎保育園給食施設改修工事及び給食備品購入費(わかば子ども園) 2641万円

◎保育園通園バス購入費(たけはらこども園) 845万円

◎結婚支援対策事業 49万円

◎骨髄移植ドナー助成事業 28万円

◎市立老人ホーム・介護関連施設整備事業(金山サニールランド) 1078万円

◎庁内ネットワークの個人番号制度に伴うセキュリティ対策 2433万円

◎ライフライン保全対策事業(馬瀬地域雪害倒木処理) 2746万円

9特別会計

補正額(6特別会計) 215万円
補正後 127億9573万円

3企業会計

補正額 1121万円
補正後 21億5290万円



改修されるわかば子ども園調理室

◎森林環境学習事業 19万円
◎林道改良事業(榎谷林道) 918万円
◎財政調整基金の繰入 2億2000万円



29年度から下呂振興事務所が入るため
改修される下呂市民会館1階事務室

6月22日、庁舎・振興事務所の整備と、旧下呂温泉病院跡地の計画について説明がありました。庁舎・振興事務所整備については、今年度の事業計画と進捗状況及び各施設の予算、市行政の組織再編計画について説明を受けました。旧下呂温泉病院跡地などの活用については、地域再生計画の全体構想におけるソフト、ハード両面の進捗状況と今後のスケジュールについて担当部局から説明を受けました。

**庁舎・振興事務所
整備、旧下呂温泉
病院跡地等活用
検討特別委員会**

服部秀洋市長の問責決議を賛成多数で可決

定例会最終日に服部秀洋市長に対する問責決議が、提出者4番今井政良議員と10名の賛成議員により提出され、賛成多数で可決されました。

服部秀洋市長に対する問責決議

服部市長は、就任後の2カ月間に韓国出張問題と広報紙問題を引き起こした。その行いは軽率で思慮がなく、市長としての自覚を欠いたものであると判断せざるを得ない。

韓国出張問題の新聞報道等により、市民の間に様々な憶測が生まれ、市外からも多くの不安と心配の声が寄せられた。

さらに議会に対し、韓国出張に関する報告は一切なく、6月定例会に至るまで、その事実は知らされなかった。

そのため、6月定例会では議員の一般質問で、また会期中に開かれた総務教育民生常任委員会、産業経済常任委員会、予算特別委員会において服部市長の行いと考えを問いただした。その中で、市長自ら認めた飲酒の事実、軽率な行いや市長不在時の危機管理に対する認識の甘さが明らかになった。

就任後の2カ月間は、公約実現に向けた政策立案に新市長として職員と一緒に取り組まなければならない極めて大切な期間であった。しかし、市長はこの期間に韓国を訪問し、市長自らの軽率な行いによって市政を著しく停滞させ、市民・市職員に混乱をもたらした。

議会は、今後の下呂市発展のため、これらの問題を看過することができない。よって服部市長に猛省を求め、市政の最高責任者としての責任を問うものである。

1. 服部市長は、今後、市長としての自覚を堅持し、慎重で思慮深い言動をとること。
2. 服部市長は、自らの公約である市民とともに歩む姿勢を堅持し、市民、住民活動組織、業界団体、市職員、議会等と連携・協力して、市政を運営するとともに、今回の韓国出張のような独断専行はしないこと。
3. 服部市長は、選挙公約の実現に向けた取り組みを誠実に進めること。

下呂市議会は、服部秀洋市長に対し以上の事項を遵守されることを強く求める。また、市民の付託を受けた市議会として、今後の市長の市政運営をしっかりと監視するものである。以上決議する。

平成28年6月24日

下呂市議会

問責決議(もんせきけつぎ)とは

首長や議員の不適當な発言や言動に対し、ふさわしくない、または責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出される。過半数で可決されるが、法的拘束力はない。